

2015年3月11日

京都市文化市民局市民生活部 消費生活総合センター様

「京都市消費者教育推進計画」(案)についての意見

京都府生活協同組合連合会
会長理事 上掛利博

1. はじめに

京都市におかれましては、消費者教育推進法および消費者教育推進に関する基本方針にもとづき消費者教育推進計画案を策定し、ひろく市民や消費者団体から意見を聴取されようとしていることに対しまして敬意を表します。

京都府生活協同組合連合会は計画案の策定を歓迎し、こんごの活動に期待するとともに、会員生協とも協力し、消費者被害の未然防止と自立した消費者市民の育成支援にむけてさらに努力する所存です。

以下、この立場から、計画案につきまして意見を申しあげます。

2. 推進計画をめぐる現状分析について

計画案では、消費者教育を推進していくうえでの京都市のこれまでの取り組みや到達点の評価、課題になっていることなどをわかりやすく示していただきたいと思います。

第2章に「持続可能な未来につなぐより良い京都を目指す取組」が記載されておりますが、各分野の取り組みの紹介に終わり、一般的な印象を受けます。

消費者市民教育は「これまでの被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる消費者にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とより良い社会の発展に積極的に関与する消費者を育成する教育を意味する」(「消費者教育の推進に関する基本的な方針」閣議決定)とされています。

これまでの取り組みの成果や良かったこと、問題点、これからのポイントなどを具体的に明らかにするところから、今後の5年間の方向が理解できるのではないのでしょうか。

その点をぜひ記述頂きたいと思います。

3. 何をどう変えるのかを明らかに—「第4章 ともに考え・学び・行動する消費者教育」に関して

ライフステージに応じた「体系的な消費者教育を推進します」として各年齢階層のポイントと取組方針が記載されています。幼児期から高齢者までを視野に入れた、年代別の教育体系となっています。

このなかで、大学生に対する取組方針があります。大学生協では京都府消費生活安全センターと連携して、大学生が主体となった消費者教育教材開発、出前講座などに取り組ん

でいます。多くの大学が京都市内にあることから、こうした活動とも連携、活用して、効果的な取組みとなるようにすすめてください。

また、「関係行政部局、大学、消費者団体、事業者・事業団体など多様な担い手との連携を図り、実践的かつ効果的に」、消費者教育の機会を提供するとしており、この点は生協としましてもおおいに期待するところです。

しかし、取組方針と現在の取組事例は紹介されていますが、あらたに何をどうすすめるのか目標や計画が記載されておらず、具体性に欠けるものとなっています。

ぜひ、数値目標も含め、具体的な計画と到達目標を明らかにしていただきたいと思えます。

4. 実効性のある推進体制の確立を

第5章では、推進体制として、京都市消費生活審議会を消費者教育推進法で定める「地域協議会」に位置付け、進捗管理するとしています。当初に掲げたライフステージ別の消費者教育を推進していくうえでは消費者団体をはじめ多様な担い手で構成する「消費者教育推進地域協議会」が実質化するかがポイントになります。

多様な担い手との連携で、どのようにして推進するのか具体的な運営イメージ等、明確にしてください。

消費者教育を様々な場面で推進していくうえでは、専門の知識や活動ノウハウを有する消費者団体との連携が不可欠です。多くの消費者団体はほとんどがボランティア的活動で成り立っていることから、組織的、財政的にも持続していけるよう消費者団体への支援方針も加えて頂くことを希望します。

5. 最後に

消費者教育の課題は庁内の各部局にわたる横断的課題でもあります。消費生活総合センターが消費者問題、消費者教育の司令塔として役割が発揮できるよう、消費者教育推進のための予算の確保と全庁でこの課題を位置づけて取り組んで頂くようお願いいたします。

以上